

○唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付要綱

令和6年3月29日

告示第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になった介護保険被保険者が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、オレンジカフェを自主的に運営する取組を支援するために予算の範囲内において唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてオレンジカフェとは、認知症の人及びその家族、地域住民等が気軽に集い、医療・介護の専門職や認知症サポーターステップアップ研修修了者を交え、相談、相互交流、情報交換等ができる活動の拠点をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる全てに該当する団体とする。

- (1) 市民団体（構成員の中に認知症サポーターステップアップ研修修了者がいるものに限る。）又は社会福祉法人、医療法人、NPO法人その他市内に所在する法人格を有する団体であって、認知症に関する活動実績があり、かつ、継続的な活動を行うことが見込まれる事業所（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体等でないこと。
- (6) 国、県及び市から同一の目的で補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすオレンジカフェを運営する事業とする。

- (1) オレンジカフェを市内に設置し、複数の参加者が共に集えるスペースを確保すること。
- (2) カフェ形式に机等を配置し、認知症の人及びその家族が安心して参加できる雰囲気であること。
- (3) 原則として月1回以上開設し、1回当たりの開設時間は2時間以上とすること。
- (4) 開設日は、日にち及び曜日を固定するなど工夫し、周知すること。
- (5) 共生社会の実現を推進するための認知症サポーター養成講座等を開催すること。
- (6) オレンジカフェに従事する者（以下「従業者」という。）のうち、認知症の人及びその家族からの相談に対応できる人員（医療・介護の専門職で、認知症に関する専門的知識及び相談支援等の経験を有する者又は認知症サポーターステップアップ研修修了者）を1名以上配置すること。
- (7) 市の認知症施策や事業の企画、調整等を行う認知症地域支援推進員と連携を図り、円滑に本事業を実施すること。

(令8告示55・一部改正)

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接必要な経費であって、別表に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 補助対象団体の運営に係る経費
- (2) 補助対象団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- (3) 補助対象団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 補助対象経費以外の経費と識別することが困難な経費
- (5) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

(補助金の補助率及び限度額)

第6条 補助金の補助率は、補助対象経費の10分の10以内とする。

2 補助金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 補助金を最初に交付する年度及びその翌年度 1万円に事業実施月数を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

(2) 補助金を最初に交付した年度の翌々年度以降 5千円に事業実施月数を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。

(令8告示55・一部改正)

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 申請団体の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかにその内容を唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更、休止又は廃止の承認の申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の変更、休止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）に第7条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金変更通知書（第4号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助対象事業の実施）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 従事者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。従事者でなくなった後においても、同様とする。
- (2) 事故の防止及び安全な運営に努めるとともに、オレンジカフェに係る事故の責任は補助事業者が負うこと。
- (3) 飲食を提供する場合は、利用者の使用する設備、食器等について、常に衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (4) オレンジカフェの周知を行うとともに、利用者の拡大に努めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（実績の報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、30日以内に唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときも同様とする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（関係書類の整備及び保管）

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年告示第 55 号)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

補助対象経費	
講師等への謝礼	外部から招く講師等への謝礼金
会議等の経費	資料等の印刷製本費
備品の購入費	補助対象事業の実施に必要な備品の購入費 (1 品 5 万円を上限とする。)
消耗品・材料等の購入費	補助対象事業の実施に必要な消耗品、材料等の購入費
借上げ等の費用	会場借上料、車両・機器等の賃借料
役務費	切手・はがき等の郵便料、各種保険料等

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住 所 唐津市 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付申請書

唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金の交付を受けたいので、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 補助対象事業の名称

3 事業の内容

4 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 申請団体の概要

(4) その他関係資料

※ この申請書の提出をもって、次に掲げる事項について承諾します。

(1) 申請者又は役員名簿に記載した者について、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号）第3条の2に規定する排除対象者に該当するか否かに
関し市長が必要と認めるときは、佐賀県唐津警察署に照会すること。

(2) 交付決定の確認に当たって、市が保有する申請者又は役員名簿に記載した
者の情報を利用すること。

事業計画書

カフェの名称		
運営団体の名称		
事業区分	☐ 新規事業 ☐ その他（ 年目） ※カフェ運営に関しての他の補助金受給 ☐ 有 ☐ 無	
事業の目的		
事業の内容	※認知症サポーター養成講座の実施計画（ 月頃）	
開催日時	毎月第 曜日 時～ 時 実施予定	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
実施会場	所在地 建物名 利用可能人数 人	
今後3年間の展望		
運営スタッフ	計 人 うち認知症サポーターステップアップ研修修了者 人	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

収支予算書

1 收入

項 目	予算額（円）	内 訳
合 計		

2 支出

項 目	予算額（円）	内 訳
合 計		

申請団体の概要

団体名		代表者	
所在地又は活動拠点地	唐津市		
設立又は活動開始年月	年 月	構成員数	人
構成員職種等			
主な活動実績			
交付実績	有 ・ 無		
交付回数	回		

※ 市民団体以外の団体は、規約及び役員名簿を添付すること。

第2号様式（第8条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金については、次のとおり決定したので、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助対象事業の名称
- 3 補助金交付の条件

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

唐津市長 様

補助事業者 住 所 唐津市

団 体 名

代表者氏名

唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け唐 第 号により補助金の交付決定を受けた唐津市オレンジカフェ運営支援事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したので、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更交付申請額

(1) 変更交付申請額	金	円
(2) 既申請額	金	円
(3) 差引追加（減額）交付申請額	金	円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第4号様式（第9条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金変更通知書

年 月 日付けで申請のあった唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金変更申請について、次のとおり承認しますので、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

変更交付決定額 金 円

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

唐津市長 様

補助事業者 住 所 唐津市 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金実績報告書

唐津市オレンジカフェ運営支援事業の実施状況について、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業費
- 3 事業完了年月日
- 4 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

事業報告書

カフェの名称		
事業区分	☐ 新規事業 ☐ その他（ 年目）	
事業の効果		
事業の内容	※認知症サポーター養成講座 月 日実施（受講者 人）	
参加者の様子 や感想等		
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
事業実施回数	回	
参加延べ人数	人 ※内訳は別紙参照	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

※ 実施を証する書類として、広報ちらし、写真等を添付すること。

収支決算書

1 収入

項 目	決算額（円）	内 訳
合 計		

2 支出

項 目	決算額（円）	内 訳
合 計		

3 収支決算額

収入 合計 － 支出 合計	円
---------------	---

別紙

事業報告書（詳細）

[illegible]

第6号様式（第12条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった唐津市オレンジカフェ運営支援事業については、次のとおり補助金の額が確定したので、唐津市オレンジカフェ運営支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助金確定額 金 円

第 1 号様式（第 7 条関係）

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 3 号様式（第 9 条関係）

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

第 6 号様式（第 1 2 条関係）